

制限付一般競争入札参加資格確認申請に必要な提出書類一覧

No.	提出書類	詳細	法人	個人	備考
1	制限付一般競争入札参加資格 確認申請書	(第3号様式)	○	○	
2	登記事項証明書又はその写し	登記事項証明書とは、商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本のことで、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書がこれにあたる。	○	×	・法務局で発行したもの
3	身分証明書	身分証明書は、成年被後見、破産宣告及び破産手続き開始決定の該当の有無を証明するもの。	×	○	・市町村で発行したもの
4	納税証明書(入札用)	令和3年、令和4年度分	○	○	・構成市町村から賦課されている税についてのもの。
5	管理運営する清涼飲料水等の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し		○	○	・国及び地方公共団体との許可書等がある場合はこの書類を提出してください。(無い場合には、民間等との契約書等の写しても可) ・必ず2年以上の実績が確認できる書類を提出してください。
6	委任状(第6号様式)		△	△	・構成市町村の区域外に本社等を有する場合で、その本社等から入札書の提出を委任され、持参する場合に必要となります。 ・個人が他の方に依頼する場合も同様となります。
7	更生手続又は再生手続開始の決定を受けた者が入札参加に支障がないことを証明する書類		△	△	・更生手続又は再生手続開始の決定を受けた者が申請する場合に提出すること。(裁判所で発行するもの。)
8	構成市町村の区域内に支店又は営業所を有することを証明する書類		△	×	・登記事項証明書では構成市町村の区域内に支店又は営業所を有することができない場合に提出してください。

【提出書類作成上の注意事項】

1. ○は必須、△は該当する場合のみ提出、×は不要となります。
2. 表の2から8までの提出書類については、他の入札（自動販売機設置事業者の選定に関する制限付一般競争入札）で事前に提出している場合に省略できます。（入札説明書3（3））
3. 官公庁が発行する証明書類については、申請日前3ヶ月以内に発行したもの又はその写しを提出すること。
4. 複写機等を利用して写しを提出する場合には、ほぼ原寸大でありかつ鮮明なものに限り原本に代えることができます。